

# 高齢者虐待防止に関する指針

社会福祉法人 県西せいかん荘

## 1.基本方針

### (施設の責務)

- ①施設職員等へ研修を実施する。
- ②利用者や家族からの苦情処理体制を整備する。
- ③施設従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じる。

### (保健・医療・福祉関係者の責務及び義務)

- ①高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努める。
- ②虐待を発見した場合、重大な危険の有無に関わらず、通報義務が生じる。  
※通報等を行うことは守秘義務に妨げられない。通報したことによる不利益な扱いは禁止される。

## 2.虐待の定義

高齢者虐待とは、介護施設において、職員が意図的に利用者に対して不適切な取り扱いをすることを言う。

身体的虐待 高齢者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること

### 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

心理的虐待 高齢者に対する著しい暴言又は著しい拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

性的虐待 高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること

経済的虐待 高齢者の財産を不当に処理することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

### (身体拘束禁止と高齢者虐待)

利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護するために「緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他の行動制限は原則禁止

「緊急やむを得ない場合」は「身体拘束適正化のための指針」に記載

## 虐待防止、早期発見マニュアル

(ケアの質を定期的に見直す)

ケース会議にて利用者個々の状態を把握し、サービス内容を検討する。

(発見した場合の初期対応)

- ①利用者の安全確保
- ②事実確認
- ③情報共有と対策の検討
- ④本人、家族への説明及び謝罪
- ⑤関係機関への報告
- ⑥原因分析と再発防止の取り組み
  - 虐待防止に関する責任者 特養施設長
  - 報告期間 筑西市社会福祉課 0296-24-2111



# 社会福祉法人県西せいかん荘 虐待防止委員会組織図

